

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第111号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第59号を同項第67号とし、同項第58号中「ほか、」の右に「母性及び乳幼児の保健並びに」を加え、同号を同項第66号とし、同項第57号を同項第64号とし、同号の次に次の1号を加える。

(65) 不妊治療等の助成に係る申請に関する事。

第5条第2項中第56号を第63号とし、第28号から第55号までを7号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の7号を加える。

(28) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に係る申請に関する事。

(29) 児童福祉法による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に係る申請に関する事。

(30) 児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に係る相談等に関する事。

(31) 児童福祉法による結核にかかっている児童に対する療育の給付に係る申請に関する事。

(32) 母性及び乳幼児の健康に関する診査及び検診並びに保健指導に関する事。

(33) 妊婦及び低体重児の届出並びに母子健康手帳の交付に関する事。

(34) 未熟児の訪問指導及び養育医療（給付に係る申請に関するものに限る。）に関する事。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)